軽自動車税

軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税納税証明書（継続検査用）について

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム（軽ＪＮＫＳ）の運用開始により、車検を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となりましたが、軽ＪＮＫＳへの納税データ登録には数日の期間を要するため、納税後すぐに車検を受ける場合は引き続き納税証明書の提示が必要となります。あらかじめ送付した納付書で納付される方は、領収書が継続検査用の納税証明書になりますので、車検証と一緒に保管し、継続検査に備えてください。

また、口座振替を利用されている方の軽自動車税は、6月2日に指定の口座から引き落とされます。引き落とし結果のデータが届くまでの期間（6月2日～4日）は、納税の確認が取れず軽自動車税納税証明書（継続検査用）の発行ができません。証明書の必要な方は、軽自動車税の引き落とされた預金通帳を記帳のうえ　税務課8番の窓口で申請してください。

申請に必要なもの　軽自動車税の引き落としが記帳された通帳、車検証（写しでも可）

※車検証が提示できない場合は本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）

※証明書発行手数料は無料です。

軽自動車税の経年車重課について

地球温暖化防止および大気汚染防止の観点から、最初の新規検査（新車の登録）から13年を経過した軽四輪車等について「経年車重課」が適用されています。

今年度は、平成24年3月以前に最初の新規検査をされた車が対象となります（新規検査の年月は車検証の初度検査年月で確認できます）。

車種区分			重課税率
三輪			4,600円
四輪	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

※詳細はお問い合わせください。

■問合せ　税務課課税係　TEL76-1066

令和７年度浄化槽設置整備事業補助金交付制度について

市では、市民の皆さんが生活排水対策について、積極的に協力していただくために、合併処理浄化槽の設置費用にかかる経費に対して補助金を交付しています。

美しい環境を未来に残すためにも、積極的な切り替えをお願いします。

■建物の用途　専用住宅　※下水道区域内は対象外です。

■補助金の額（上限）

	5人槽	7人槽	10人槽
浄化槽設置費（新設）	166,000円	207,000円	274,000円
浄化槽設置費（切替）	332,000円	414,000円	548,000円
単独処理浄化槽撤去に要する費用	120,000円		
汲取り槽撤去に要する費用	90,000円		
既存の単独処理浄化槽を廃止して雨水貯留槽として再利用する費用	90,000円		
単独処理浄化槽または汲取り槽からの転換に伴う宅内配管工事に要する費用	300,000円 ※建替えの場合は対象外		

●処理のイメージ

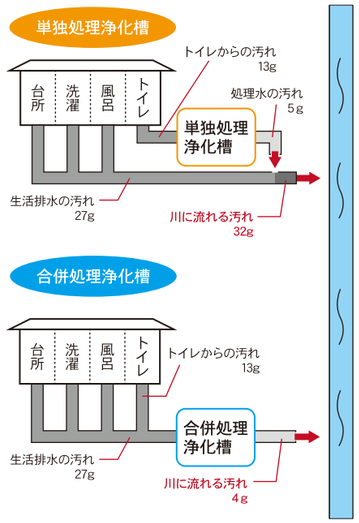

- 予算が上限に達した場合、交付を終了します。
- 合併浄化槽から合併浄化槽へ入替の場合は補助対象外です。
- 住宅販売を業とする方は対象外です。
- 工事着工前に必ず申請し交付決定を受けてください。交付決定前に着工した場合、補助金は交付できません。
- 令和８年３月上旬までに工事完了すること。

■問合せ　市民生活課環境整備係　TEL76-1097

危険住宅移転

あなたのお住まい安全ですか!?

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、国と県および地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設または購入する住宅に要する経費に補助金を交付します。

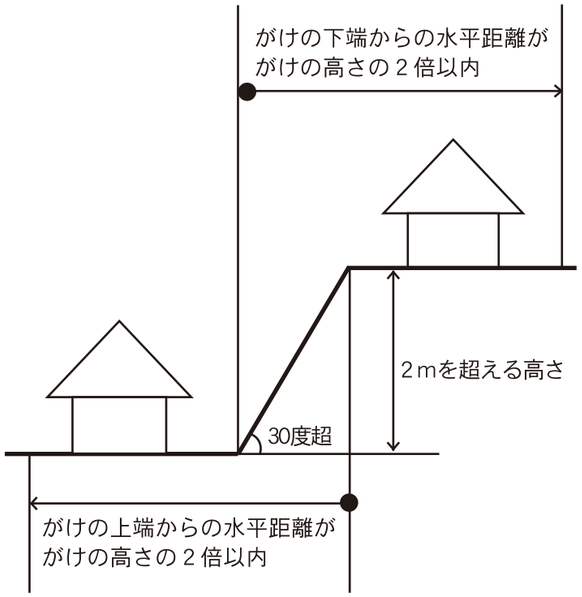

対象

対象となるのは、原則、次のいずれかに該当する住宅（現に居住している住宅）です。

①高さ２ｍを超えるがけの下端（上端）からがけの高さの２倍以内に建っている住宅で、昭和46年８月31日以前に建築されたもの。

②県の指定した急傾斜地崩壊危険区域、または土砂災害特別警戒区域に指定された際、その区域に建っていた住宅。

補助金の限度額

経費の区分	補助対象経費	補助金の限度額（1戸当たり）
除却等費	危険住宅の除却等に要する経費	97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入（これに必要な土地の取得及び敷地造成を含む）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5％を限度とする）に相当する額	731万8千円 （建物：465万円 土地：206万円 造成：60万8千円）

申し込みについて

申し込み後の予算措置となるため、着手には時間を要します。

■問合せ　建設課建築係　TEL76-1219

児童手当制度

児童手当制度について

児童手当は、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とし、手当を支給する制度です。

制度の詳細については、二次元コードからご確認ください。

▲制度の詳細はこちら

受給資格者

高校卒業まで（18歳の誕生日以後の最初の３月31日まで）の児童を養育している方

支給額

- ３歳未満＝一律１万５千円
- ３歳以上高校卒業まで＝一律１万円（第３子以降は３万円）

※第３子以降とは、大学生年代（22歳の誕生日以後の最初の３月31日まで）までの養育している子のうち、３番目以降をいいます。

※お子さんに対する「監護（世話や定期的な面会等）および「生計費の負担」をしていることが要件になります。「生計費の負担」とは、生計費の相当部分の負担をしていることで、児童手当の受給者の収入により日常生活の一部または全部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合をいうものです。

支給月

偶数月の10日に前月分までの２カ月分の手当を支給します。10日が土・日、祝日の場合は、金融機関の前営業日が支給日となります。

申請・届出

出生や市外から転入したときは15日以内に申請が必要となります。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当は受け取ることができないので、ご注意ください。

また、転出をする場合や転居による住所変更、加入する年金制度や医療保険制度等に変更が生じた場合は、その事実があった日から15日以内に届出を行ってください。

■問合せ　健康・こども課子育てサポート係　TEL73-5612